

大田区国民保護計画(素案)に対する意見の要旨と区の考え方

番号 1

分野：第 6 章 平素からの備え

素案修正：なし

意見要旨	核シェルターの普及率については、人口比でスイスでは100%以上であるのに対し、日本では1%に満たない状況です。そこで、大田区で新設または改築する学校や公共施設の地下に、「核シェルター」を整備してはどうでしょうか。平時は駐車場、体育館、音楽室、倉庫等として活用すればよいのではないのでしょうか。
区の考え	区は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針（令和 8 年 3 月 31 日閣議決定）に基づき、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下駅舎等の地下施設を対象とする「緊急一時避難施設」の指定に協力しており、127施設（令和 8 年 7 月 1 日現在）に至っています。 また、核物質から生命及び身体を保護するために必要な機能を備え、一定期間避難可能で堅ろうな避難施設（特定臨時避難施設）については、「国家安全保障戦略」を含むいわゆる「三文書」を踏まえ、先島諸島の 5 市町村を優先して整備が進められています。 今後は、国によるこれら避難施設の調査及び研究の加速・深化や上記基本方針の見直しの動向を踏まえ、区としても検討してまいります。